

墨田区地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

第5次計画

2020年度(令和2年度)～2025年度(令和7年度)



墨田区環境キャラクター「地球くん」

2024年(令和6年)12月

墨田区

目次

はじめに	1
第1章 基本的事項	2
1 温室効果ガスの排出をめぐる動向	2
(1) 世界の温室効果ガス排出量削減に向けた動き	2
(2) 国の動向	2
(3) 東京都の動向	2
(4) 本区の取組	3
2 第4次計画（平成27年度～平成31年度）のまとめ	4
(1) 第4次計画における温室効果ガスの削減目標	4
(2) 第4次計画の目標達成状況	4
第2章 墨田区地球温暖化対策実行計画（事務事業編 第5次計画）	6
1 計画の策定について	6
2 計画の目的	6
3 計画の期間	6
4 計画の対象範囲	6
(1) 計画の範囲	6
(2) 対象とする温室効果ガス	6
5 計画の目標	7
(1) 温室効果ガスの削減目標	7
(2) 削減目標の考え方	7
(3) エネルギー使用量の削減目標	7
(4) 排出量の算定方法	8
6 墨田区地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の位置づけ	8
第3章 温室効果ガス削減の取組	9
1 日常業務における取組内容	9
2 建築・設備面の取組項目	11
第4章 計画の推進・点検・評価	12
1 推進体制	12
2 推進手法	12
3 職員に対する研修等	13
参考資料	14

はじめに

近年、世界各地で気候変動による平均気温の上昇や海面の上昇、洪水、森林火災、干ばつ等が発生し環境破壊や動植物への影響が年々増大し、今後もこうした気候変動による被害が想定されています。

日本においても気候変動による影響は年々深刻さを増し、記録的な猛暑、集中豪雨や巨大台風の発生で農作物への被害や尊い人命や財産が失われました。本区でも都市特有の都市型災害の発生が危惧されており、区民の生活基盤を揺るがすものとなっています。

こうした地球温暖化が原因とされる気候変動は、先進国・開発途上国を問わず、国境を越えて人々の生活に影響を及ぼす問題であり、国際社会の一致団結した取組の強化が不可欠となっています。

こうしたなか国はパリ協定に伴う「日本の約束草案」に基づき、2016（平成28）年5月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、温室効果ガス排出量を2030（令和12）年度において、2013（平成25）年度比で26.0%減の水準にするとの中間目標を設定しました。そして、計画では地方自治体に対し地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定と事業所として温室効果ガスの大幅な削減を求めています。本区は、その事業活動により区内でも多くの温室効果ガスを排出している事業所であり、区民や民間事業者の模範となるよう率先して温室効果ガスの削減に取り組まなければなりません。

「墨田区地球温暖化防止対策実行計画（事務事業編）第5次計画」は、こうした背景から、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度の5年間（※）、区の事務事業から排出される温室効果ガス排出量を削減する目的で策定したものです。計画では、高効率設備の導入、太陽光発電システム等の再生可能エネルギーの導入、そして電気・ガス・水道等の使用量を抑える取組のほか、ペーパーレス化や廃棄物削減等の取組も決めました。

職員一人ひとりが、地球温暖化の問題を理解し、本計画の着実な推進によって温室効果ガス排出量を削減し、地球温暖化防止を推進していきます。

※墨田区地球温暖化防止対策実行計画（事務事業編）は、区の環境基本計画である「すみだ環境の共創プラン（以下、共創プラン）」の内容と整合性を図っているものです。現行の共創プランの計画期間が2025（令和7）年度までとなっており、2025（令和7）年度に計画の改定を行う予定です。本計画についても、共創プランの内容（目標値等）と整合性を図りながら2025（令和7）年度に改定を行う必要があるため、本計画の計画期間を2025（令和7）年度まで1年延伸しました。

第1章 基本的事項

1 温室効果ガスの排出をめぐる動向

(1) 世界の温室効果ガス排出量削減に向けた動き

2015（平成27）12月に開催されたCOP21（気候変動枠組条約第21回締約国会議）ではすべての国が協調して温室効果ガスの発生抑制に取り組む「パリ協定」が採択され、各国の批准により、2016（平成28）年11月に世界全体で地球温暖化防止の取組が進められることになりました。パリ協定では、産業革命前からの平均気温の上昇を2℃未満に保つこと、1.5℃未満に抑える努力を追求することが明記され、今世紀後半には温室効果ガスの実質的な排出をゼロとする目標が掲げられました。先進国だけでなく開発途上国にも対策への取組を課し、5年ごとに削減目標の見直し、市場メカニズムの活用、先進国による開発途上国に対する支援資金の提供、世界全体の進捗状況を締約国会議で把握することなどが規定されました。

2018（平成30）年10月のIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告では「気温上昇を2℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるためには、2050年までにCO₂の実質排出量をゼロにすることが必要」との研究結果が発表されました。また、2019（令和元）年6月には、国連のグテーレス事務総長は、こうした状況を危惧し「世界は重大な気候の緊急事態に直面し、その深刻度を増し危機的な状態である。」として各国へ温室効果ガス削減対策の緊急性を訴えています。

また、2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて、SDGs（持続可能な開発目標）が採択されました。このSDGsの17の目標の達成には、その根幹となる気候変動などの環境問題の解決が重要視されています。行政や企業等をはじめ、すべてのステークホルダーが目指す目標に向けて、その取組が進められています。

(2) 国の動向

ア 日本から排出される温室効果ガス削減の取組

2020（令和2）年10月に、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。2021（令和3）年には、地球温暖化対策推進本部において、2030（令和12）年度の温室効果ガスの削減目標を2013（平成25）年度比46%削減することとしています。

イ 国の事務事業に伴う温室効果ガス削減の取組

国の事務及び事業活動に伴い排出される温室効果ガスの排出量の削減については、2021（令和3）年10月に改定された「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）」により、2013（平成25）年度を基準年として2030（令和12）年度までに50%削減することを目標としています。

(3) 東京都の動向

ア 都内から排出される温室効果ガス削減の取組

都は2022（令和4）年9月に環境政策と経済成長を両立させた「東京都環境基本計画

2022」を策定しました。この計画では、2000（平成12）年度比で2030（令和12）年度までに都内からの温室効果ガス排出量を50%削減、エネルギー消費量を50%削減するという目標を設定しています。

イ 都の事務事業に伴う温室効果ガス削減の取組

都は、2021（令和3）年3月に「ゼロエミッション都庁行動計画」を策定しました。この計画では、2024（令和6）年度の温室効果ガス排出量を2000（平成12）年度比で40%、エネルギー消費量を30%それぞれ削減するほか、再生可能エネルギー割合を50%、太陽光発電設置容量を12,000kWと目標設定するほか、再エネ電気の利用促進、省エネ・再エネ設備等のさらなる率先導入、エネルギー使用量の見える化の強化と運用対策の徹底・DX対応などの取組を進めています。

（4）本区の取組

ア 区内から排出される温室効果ガス削減の取組

本区の地球温暖化対策の取組として、すみだ環境基本条例（平成18年4月施行）に基づき「第二次すみだ環境の共創プラン（すみだ環境基本計画）」を平成28年3月に策定、令和4年3月に中間改定が行われました。このプランでは、喫緊の課題となっている地球温暖化対策をより一層推進するため、地域からの温室効果ガス排出量とエネルギー消費量の削減を目的として墨田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を包含し、2030（令和12）年度までに2000（平成12）年度比で温室効果ガス排出量を50%程度削減、エネルギー消費量を50%程度削減する目標を定め、施策を進めています。

イ 本区の事務事業に伴う温室効果ガス削減の取組

1998（平成10）年5月に「墨田区地球温暖化防止推進要綱」を策定して以来、2001（平成13）年3月に策定した「墨田区地球温暖化防止計画（第1次計画）」から「※墨田区地球温暖化対策実行計画（事務事業編第4次計画）」に至るまで、3度にわたり計画を見直し、職員による省エネ行動の推進や施設における高効率機器の導入、照明のLED化等、区の事務事業から排出される温室効果ガスの削減に向けて取組を行ってきました。

なお、省エネ行動の推進としては「墨田区地球温暖化防止推進要綱」に基づき、選任したエコマネージャーを中心に各職場における電気、ガス、水道、燃料、紙の各使用量の削減に取り組むとともに、庁舎全体でも廃棄物の削減に取り組んでいます。（※第3次計画から名称を変更）

2 第4次計画（平成27年度～平成31年度）のまとめ

（1）第4次計画における温室効果ガスの削減目標

2014（平成26）年度比で2019（平成31）年度までに5%以上削減する。

公共施設マネジメント実行計画に基づく施設の統廃合、施設の新設などがあるなかで、区の事務事業から排出される温室効果ガスの予測を行うことは困難なため、電気・ガス等のエネルギー使用量について、計画期間を通じて、前年度比1%以上の削減を目標とした取組を続けていくことで、目標達成を目指すこととしました。また、温室効果ガス排出量の算定対象にはしていませんが、地球温暖化防止に寄与する取組として、水の使用量や紙の使用量及び庁舎から排出される廃棄物の削減を個別の削減目標に加えました。

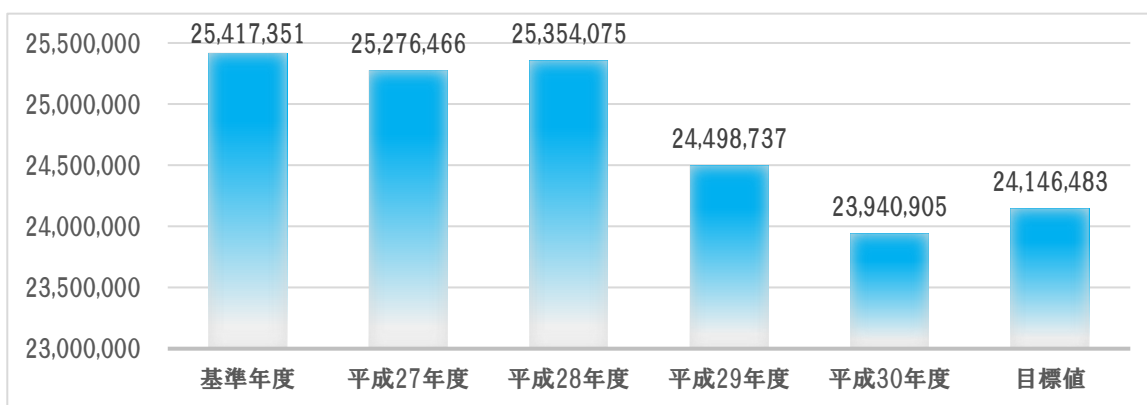
（2）第4次計画の目標達成状況

2018(平成30)年度の実績では、エネルギー使用量は夏の猛暑の影響で増加が懸念されましたが、節電等の省エネルギー対策や照明機器のLED化、高効率な設備への更新で年々減少傾向にあります。

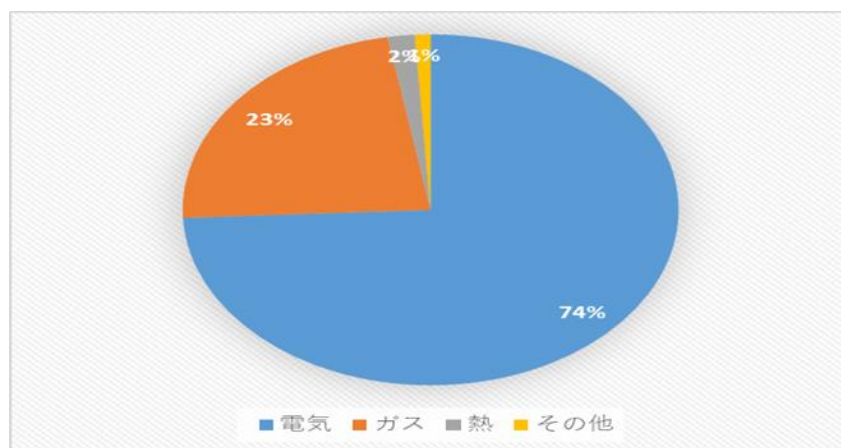
また、温室効果ガス排出量は23,940トン/CO₂で基準年度比の25,417トン/CO₂に対して5.8%の削減となり目標は達成している状況です。ただし、廃棄物は大幅に目標値を下回っていますが、水及び紙の使用量は目標値を上回り達成していません。

○温室効果ガス年度別排出量の推移

単位：kg - CO₂



○平成30年度温室効果ガスの発生源別排出量の割合



○各使用量及び温室効果ガス排出量の推移

	基準年度	実績					目標値
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
電気 (kwh)	38,206,564	38,233,836	38,075,995	37,506,724	37,431,245	36,296,236	
ガス (m³)	2,600,155	2,458,577	2,574,173	2,531,310	2,508,467	2,470,147	
熱 (MJ)	8,045,110	6,291,082	6,889,954	7,728,231	7,366,215	7,642,855	
燃料 (kg-CO2)	426,877	419,827	285,911	284,428	245,645	405,533	
温室効果ガス排出量 (kg-CO2)	25,417,351	25,276,466	25,354,075	24,498,737	23,940,905	24,146,483	

○水、紙の使用量及び廃棄物の排出量の推移

	基準年度	実績					目標値
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
水道 (m³)	669,103	695,856	660,115	633,944	731,579	635,648	
紙 (A4換算枚)	71,130,966	70,172,662	77,458,550	73,777,692	83,662,978	67,574,418	
廃棄物 (kg)	46,086	47,626	50,330	14,700	14,949	43,782	

第2章 墨田区地球温暖化対策実行計画（事務事業編 第5次計画）

1 計画の策定について

墨田区地球温暖化対策実行計画（事務事業編）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）第21条第1項に基づき、都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）に対して、地球温暖化対策推進のために策定が義務付けられた計画で、当該地方自治体の事務及び事業に関し、地球温暖化対策の推進を目的に策定するものです。また、策定に当たっては国の「地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）」に即して行うよう規定されており、本計画の内容はこの「地球温暖化対策計画」と整合性を図るものとし削減目標は「業務その他部門」で求められている削減目標としました。

2 計画の目的

本計画は、温対法第21条に基づく「地方公共団体実行計画」として、本区が実施する事務事業から排出される温室効果ガスの排出量を削減することを目的とします。

3 計画の期間

本計画の期間は、2020年度（令和2年度）～2025年度（令和7年度）までの6か年とします。

4 計画の対象範囲

（1）計画の範囲

本区の施設（指定管理施設を含む。）の維持管理と本区が実施するすべての事務事業を対象とします。

（2）対象とする温室効果ガス

（温対法第2条第3項から抜粋）

ガスの種類	主な発生原因
二酸化炭素（CO ₂ ）	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。
メタン（CH ₄ ）	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。
一酸化二窒素（N ₂ O）	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。
ハイドロフルオロカーボン類（HFC）	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。

注：パーフルオロカーボン類（PFC）と六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）については、区の事務事業では排出されていないため、本計画から除外します。

5 計画の目標

(1) 温室効果ガスの削減目標

第5次計画における温室効果ガスの削減目標は、次のとおりとします。

○ 第5次計画期間中の削減目標

2013（平成25）年度比で、2025（令和7年）年度までに温室効果ガス排出量を27.5%削減する。

○ 2030（令和12）年度削減目標（中長期目標）

2013（平成25）年度比で、2030（令和12）年度までに温室効果ガス排出量を51%削減する。

(2) 削減目標の考え方

本計画では、地球温暖化対策計画（業務その他部門）の削減目標に即して、第4次計画での温室効果ガスの削減実績や今後の削減見込みなどを考慮し、2025年度（令和7年度）までの削減目標を設定しました。ただし、2026年度以降の第6次計画においては、国の動向などにより、削減目標を見直す場合があります。

○地球温暖化対策計画（業務その他部門）の削減目標

2030年度の目標達成に向けて、同部門の排出量を51%削減する。

○第6次計画期間中の削減目標

	基準値						目標年度
	2013年度 平成25年度	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度
目標値 (t/CO ₂)	26,825	22,792	22,122	21,452	20,782	20,112	19,448
削減割合 (%)	—	△15.0	△17.5	△20.0	△22.5	△25.0	△27.5

(3) エネルギー使用量の削減目標

電気、ガス、熱及び燃料のエネルギー使用量は、エネルギーの使用と合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年6月22日法律第49号。以下「省エネ法」という。）に基づき、前年度比1%以上の削減を目標とした取組を続けていくことで、温室効果ガス削減の目標達成を目指します。

また、第4次計画に引き続き、水の使用量、紙の使用量及び庁舎からの廃棄物排出量も前年度比で1%以上の削減を個別の目標として加えます。

(4) 排出量の算定方法

温室効果ガス排出量は、毎年調査を実施している省エネ法に基づく報告書の各エネルギー使用量の数値を集計し算出します。なお、温室効果ガス排出量は、次の数式により算出します。

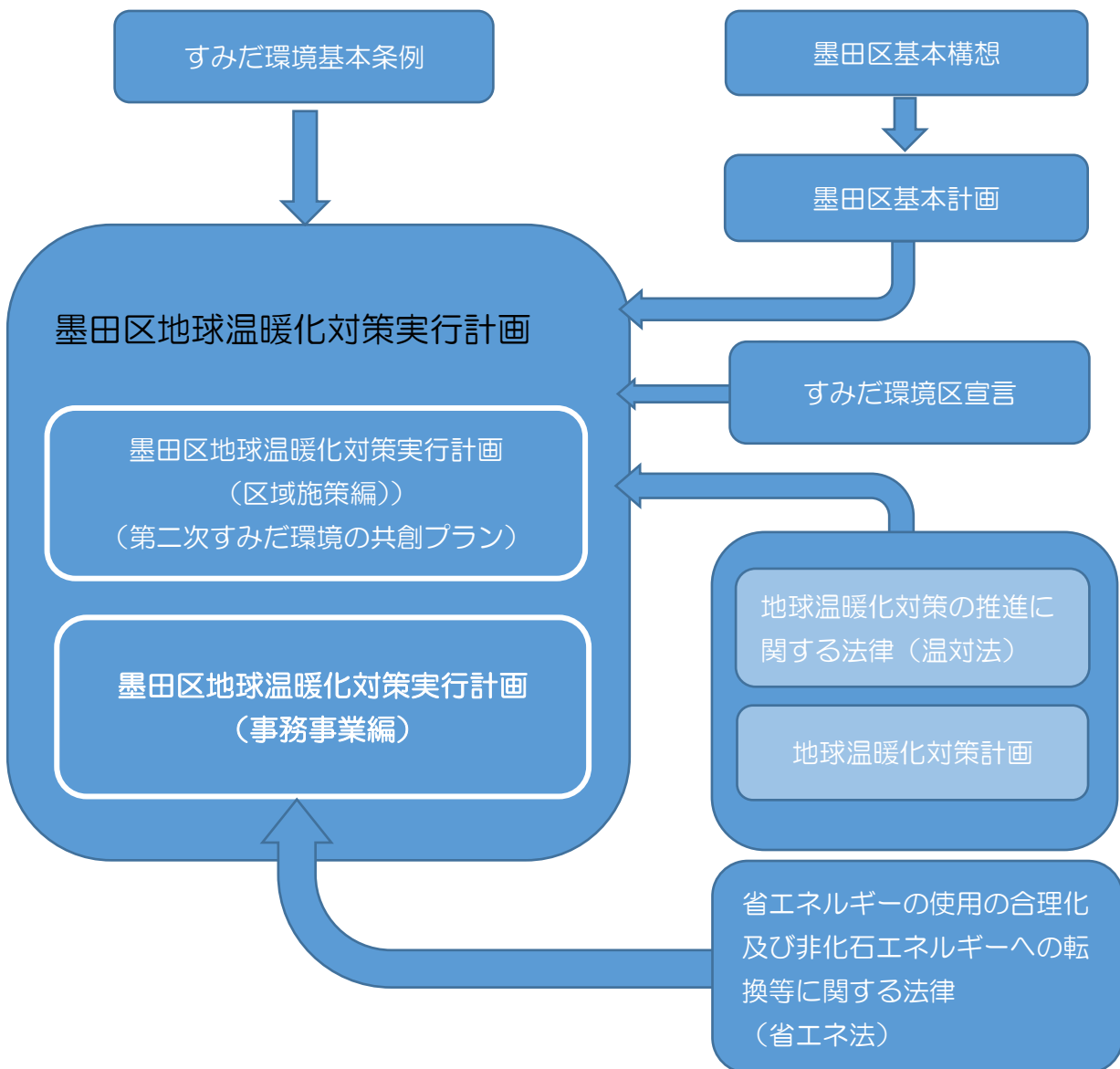
$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{〔※1 活動量〕} \times \text{〔※2 排出係数〕} \times \text{〔※3 地球温暖化係数〕}$$

※1 活動量：電気・ガス・燃料・熱の使用量、自動車の走行距離及びカーエアコンの使用

※2 排出係数：活動量から温室効果ガス排出量を算定する換算値。

※3 地球温暖化係数：二酸化炭素（CO₂）を基準として、他の温室効果ガスがどれだけの温室効果があるかを示した数

6 墨田区地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の位置づけ



第3章 温室効果ガス削減の取組

温室効果ガスの削減には、省エネルギー設備の設置や再生可能エネルギーの導入など、ハード面の取組が効果的ですが、日常業務において職員一人ひとりが、地球温暖化問題を意識し、省エネルギーを徹底することも必要です。

以下に、「日常業務における取組内容」と「建築・設備面の取組項目」に分けて、主な取組内容を記載するとともに、「各課の行動目標及び取組内容」を載せました。この取組を十分に理解して、職場内で内容を共有し、全庁的な取組として積み重ねていきます。

1 日常業務における取組内容

(1) 職員は、次の省エネルギー行動を実践し、温室効果ガスの削減に取り組む。

① 電気の使用量削減につながる取組

空調の利用	空調は、室内温度が夏期は28℃、冬期は20℃となるよう調整する。
	空調を効率的に運転するため、夏季はブラインドやカーテンを使い日射を遮り、冬期は自然光を取り入れる。
	夏期は雨水などの2次利用水を利用して打ち水を行う。
照明の利用	自然光を有効に活用し、不要な照明は点灯しない。
	開庁時間までは、可能な限り消灯する。
	昼休みは、窓口を除き消灯する。
	残業時には、必要のない照明は消灯する。
エレベーター	上下2～3階の移動は、階段を利用する。
その他の機器	電気ポット、コーヒーマーカー、電子レンジは使用しない。
	テレビは使用していないときはコンセントを抜く。
	庁舎では、電気ストーブを使用しない。
	冷蔵庫は、季節に応じて温度設定を調節する。
	離席等でイントラ端末を30分以上使用しない場合は、電源をスリープモードにするか、シャットダウンする。

② ガスの使用量削減につながる取組

ガスコンロを使用する際は、火力を調整し無駄のないようにする。
ボイラー等は、適正運転を行い燃費効率の向上を図ること。

③ 燃料の使用量削減につながる取組

自動車の運転	自転車や公共交通機関の利用を優先する。
	エコドライブを実践すること。
	効率的な運行計画を立てて走行距離を少なくする。
	車両整備は適切に実施する。
	新規車両の導入にはエコカーを導入する。
	不要な荷物を車内に乗せたままにしない。

④ 水の使用量の削減につながる取組

節水コマの取付けや止水栓の調節を行い、節水に努める。
水道栓の締め忘れがないか適宜チェックする。
植物の散水には雨水を利用する。

⑤ 紙の使用量の削減につながる取組

文書の電子化を推進し電子決定方式を徹底する。
会議では職員はペーパーレス会議システムやイントラ端末を使用し資料を印刷しない。
電子化された資料は PC の画面上で閲覧し、むやみにプリントアウトしない。
会議等でやむなく資料を配布する場合は両面印刷とする。
全庁に向けた資料等は、ポータルサイトの全庁掲示板を利用し、印刷やコピーの利用を控える。
印刷物を印刷する際、枚数は必要最小限とし配布計画に基づいて無駄のないようにする。
職員への周知文書は回覧とする。
片面未使用の紙は裏面使用を徹底する。

⑥ 廃棄物の削減につながる取組

決められたルールに従い、ごみを分別すること。
事務用品を購入する際は、詰め替えが可能なものなど、リデュースできる製品を選択する。
事務機器が故障した際は、修理を行い、安易に代替品の購入をしない。
職員への周知資料は回覧とする。(再掲)
エコバックを携帯し、レジ袋はもらわないようにする。
昼食には、マイカップ、マイ箸を使用する。
個人が持ち込んだ新聞や雑誌は持ち帰る。

⑦ その他の取組

グリーン購入法に基づいた物品の調達を行う。
グリーン購入法に基づきOA用紙、印刷用紙は、総合評価値 80 以上の製品を購入する。
電力供給契約やE S C O事業の導入を検討する際には、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約とする。
ノー残業デーを徹底する。
クールビズ・ウォームビズを励行する。
省エネルギーを啓発するポスターの掲示に協力する。

キーワード解説

グリーン購入法

「グリーン購入法」(正式名称は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」)は、平成 12 年に制定され、一定水準の環境性能を満たす製品・サービスの調達を、国や独立行政法人等に義務付けています。

2 建築・設備面の取組項目

(1) 区施設の設計・施工を行う際は環境に配慮したものとする。

外壁に外断熱工法、遮熱塗装を施工する。
窓に断熱窓枠、複層ガラス、LOW-E ガラスを取り入れる。
自然光を活用できるような設計に配慮するとともに、照明器具には LED 照明器具など、より省エネルギー性能の高い製品を導入する。
再生可能エネルギー（太陽光発電システム、太陽熱利用システム等）を導入する。
空調設備には、AFP（通年エネルギー消費効率）の高い製品を導入する。
建設工事には、環境配慮型の資材を使用するとともに、廃棄物の発生を抑制する工法を採用する。
電化製品やガス機器等を導入する際は、効率がよく省エネルギー性能の高い製品を導入する。
区道やオープンスペースに、遮熱性舗装や保水性舗装を施工する。
ビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）を導入する。
既存設備の更新の際には ESCO 事業の実施を検討する。
雨水利用設備を設置する。
地上緑化に加え、立体緑化（屋上及び壁面）を施工する。
建物の長寿命化を図る。

(2) 建築廃棄物等の発生抑制と有効利用に取り組む。

建築・解体工事の際に廃棄物の細かな分別を行い、減量を図る。
建築副産物の有効利用を行う。
再生資材を利用する。
建築廃棄物の再資源化率の向上に努める。

(3) 有害物質等の適正管理

庁舎の消火設備として保有するハロンや空調設備などに使用しているフロン類、代替フロン類は適正に管理し、特定フロン使用機器を廃棄する際には、フロン破壊処理を行う。
保管中の PCB は漏出や紛失のないよう厳重に管理する。
施設解体時には、アスベストが飛散することのないよう適正な方法で撤去する。
橋梁撤去及び塗装時には、PCB 含有塗料の適正処理を行う。
消火器の取替の際は、消火剤が再利用できるタイプのものとする。
消火器の薬剤は、二酸化炭素ガスから窒素ガスに切り替える。

キーワード解説

○ ESCO（Energy Service Company）事業

省エネルギー改修にかかる必要経費を光熱水費の削減分で賄う事業のことです。

ESCO 事業者とのパフォーマンス契約を結ぶことにより、省エネルギー効果が保証されるほか、設備導入に関する初期費用を抑えることが可能となります。

第4章 計画の推進・点検・評価

1 推進体制

本計画は、墨田区環境基本条例推進本部設置要綱に基づき設置している墨田区環境基本条例推進本部が中心となりその進捗状況を管理していきます。

各職場のエコマネージャーは、職場の環境リーダーとして職場の取組目標の達成に向けて、職員の意識啓発を行っていきます。

また、施設を所管する主管課は、建物の建築・改修時や設備を更新するときは、本計画に基づき、省エネルギー設備の導入や環境に十分配慮した設計を行うなどの取組を行います。こうした取組の積み重ねによって、区の事務事業から排出される温室効果ガスを着実に減らしていきます。

2 推進手法

本計画は、PDCA サイクルによって推進を図る。

○ 目標の設定（PLAN）

各課、事業所及び各小中学校は、第3章に掲げる温室効果ガス削減の取組項目をもとに、各職場の実情を加味しながら、目標を定めその実現に向け努力します。また、各事業所（指定管理者を含む。）並びに小中学校及び幼稚園では、管理する施設のエネルギー使用量を把握し、前年度比で1%以上削減する目標を設定します。

○ 行動（DO）

全職員が、本計画に基づき事務事業から排出される温室効果ガス削減のため取り組みます。エコマネージャーは、職員の取組状況をチェックし、必要に応じて職場内に啓発の呼びかけを行うなど、職員の積極的な取組を促していきます。

施設の所管する主管課は、施設の新築、改修、あるいは設備の改修の際に、第3章に掲げる取組項目を参考としながら、建物の省エネルギー化が図られるよう努力します。

○ 評価（CHECK）

環境保全課は、庁舎及び事業所から排出される電気やガス、燃料等の使用量を調査し、温室ガスの排出量を把握するとともに、当該期間の温室効果ガスの削減量について周知します。

あわせて、環境保全課及び教育委員会は、定められた報告手続きに従い、集計結果を国及び東京都へ報告します。

○ 検証・見直し（ACT）

環境保全課は、集計結果を点検し、目標の達成状況、各課別の取組状況等について、墨田区環境基本条例推進本部へ報告します。また、取組項目の改善・変更が必要な時は、墨田区環境基本条例推進本部に諮ったうえ、修正を行い、次年度以降の取組に反映させます。

○ 取組結果の公表

本計画の内容及び区の取組状況については、区ホームページで公表していきます。

3 職員に対する研修等

職員一人ひとりが環境問題に対する関心を持ち、行動することを促すため、毎月5日に配信するメールニュースにおいて、環境に関する様々な話題や区の実践について情報発信していきます。

また、「エコマネージャー」に対する説明会において、地球温暖化問題や温室効果ガス削減の現状について情報提供を行うほか、環境保全課から適宜情報提供を行っていきます。

参考資料

1 本計画で用いる地球温暖化係数及び算定に用いる排出係数

(1) 地球温暖化係数

二酸化炭素を1として、温室効果ガスにどれだけの温暖化能力があるかを示す指標のこと。

二酸化炭素 (CO ₂)	1
メタン (CH ₄)	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC-134a)	1,430

ハイドロフルオロカーボン類については、区の排出源がカーエアコンの使用によるものなのでテトラフルオロエタン (HFC-134a) の数値を用いている。

(2) 排出係数

単位生産量、消費量当たりの二酸化炭素の排出量を表す数値のこと。電力の場合、電力会社が1 kwhの電力を作り出すために、どれ位の二酸化炭素を排出したかを示す指標。

実二酸化炭素排出量 ÷ 販売電力量で算出され、単位は「k g-CO₂/kg h」

第5次計画で使用する排出係数は、温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度（環境省）の算定方法及び排出係数一覧にある係数を使用する。

(3) 電力の排出係数の推移

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
排出係数	0.531	0.505	0.500	0.486	0.475
(実係数)	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
	0.468	0.457	0.447	0.457	0.457

2 参照条文等

(1) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号） 抜粋 (地方公共団体実行計画等)

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

(2) 地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定) 抜粋

第3章 目標達成のための対策・施策

第1節 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

2 「地方公共団体」の基本的役割

(2) 自らの事務事業及び事業に関する措置

地方公共団体は、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきである。このため、都道府県及び市町村は、本計画に即して、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定し実施する。

第2節 地球温暖化対策・施策

1 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策

(1) 温室効果ガスの排出削減対策

①エネルギー起源二酸化炭素

部門別(産業・民生・運輸等)の対策・施策

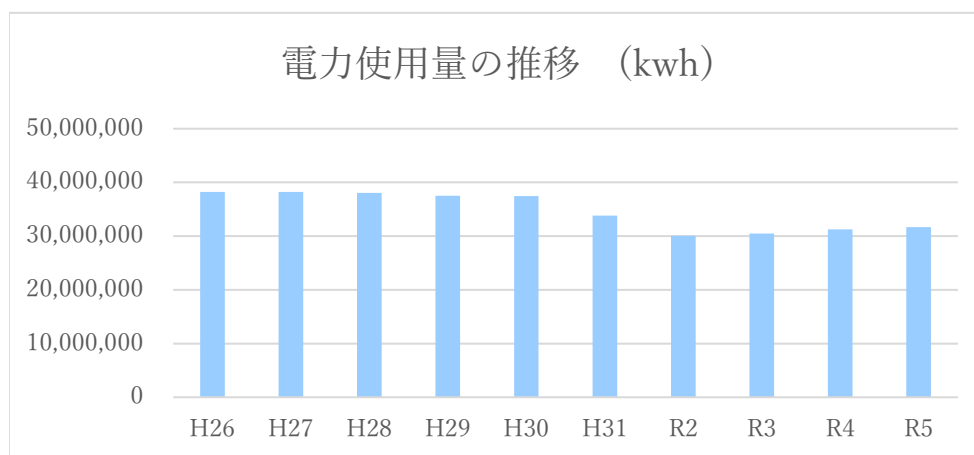
B. 業務その他部門の取組

業務その他部門における2019年度の二酸化炭素排出量は、1億9,300万t-CO₂であり、2013年度比で18.8%減少している。減少要因は、電力の二酸化炭素排出原単位の改善により電力消費に伴う排出量が減少したことや、省エネルギー等によりエネルギー消費原単位が改善し、エネルギー消費量が減少したこと等による。一方、2030年度目標の達成に向け、同部門の排出量を2013年度比で約51%削減する必要がある、地球温暖化対策推進法による温室効果ガス排出削減対策、省エネ法に基づく措置や低炭素社会実行計画に基づく対策の着実な推進等を通じて排出削減を図る。

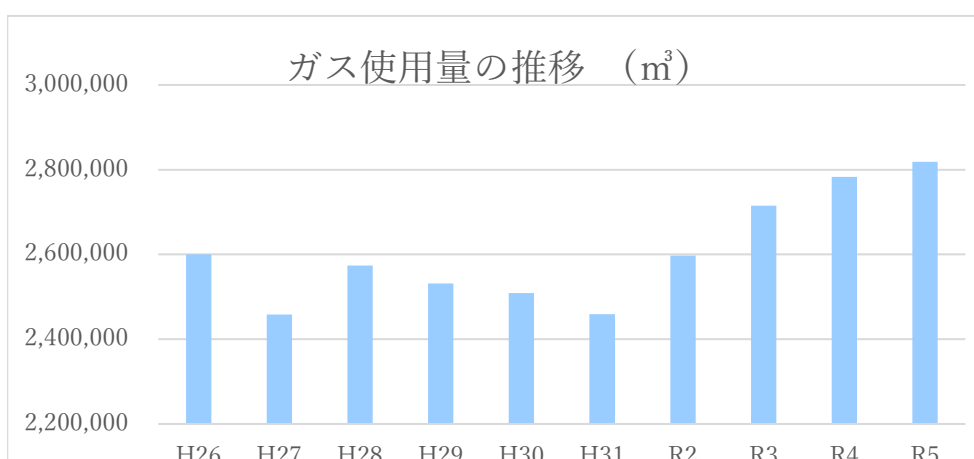
また、オフィス等で使用される機器の効率向上・普及やその運用の最適化を図ることにより業務その他部門のエネルギー消費量の削減が図られることから、より一層の機器のエネルギー効率の向上の促進、エネルギー管理の徹底等を図る。

3 各エネルギー等使用量の推移

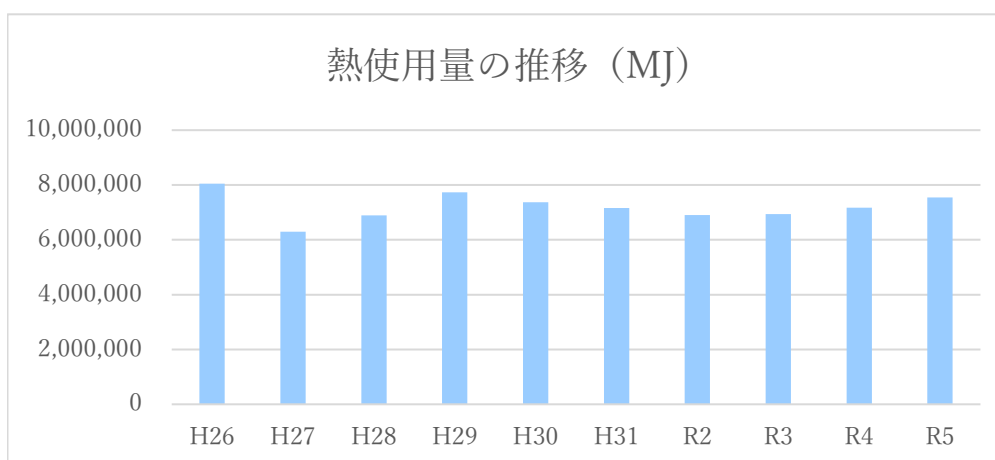
(1) 電気使用量の推移



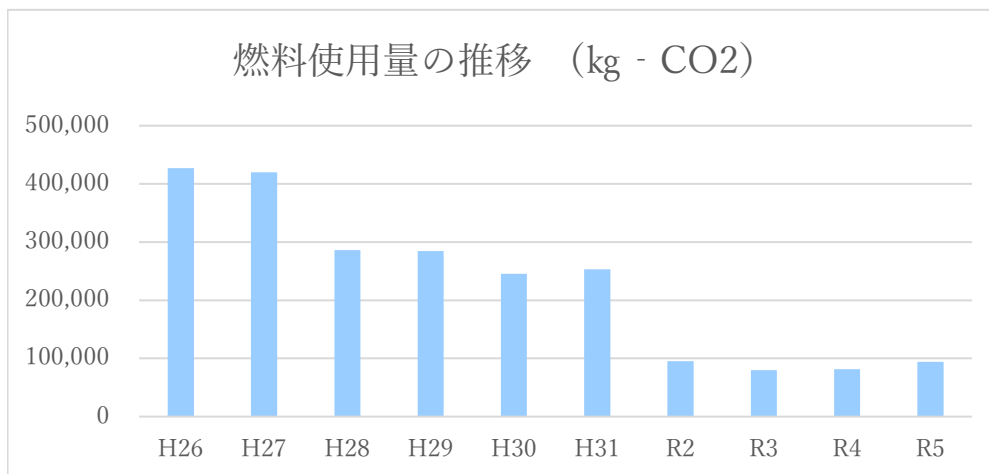
(2) ガス使用量の推移



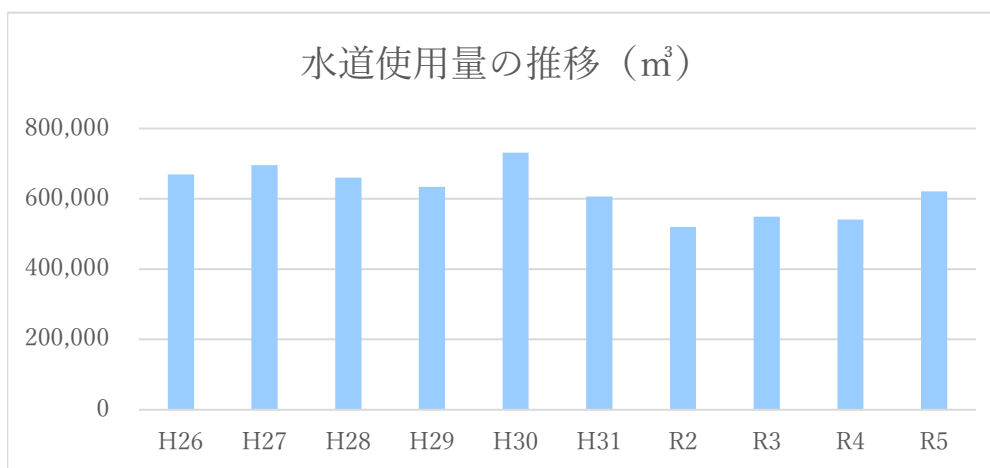
(3) 熱使



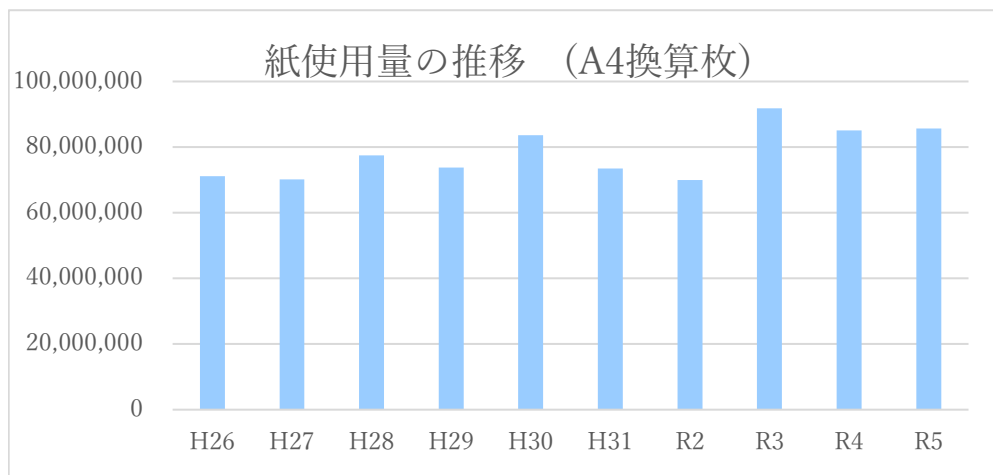
(4) 燃料使用量の推移



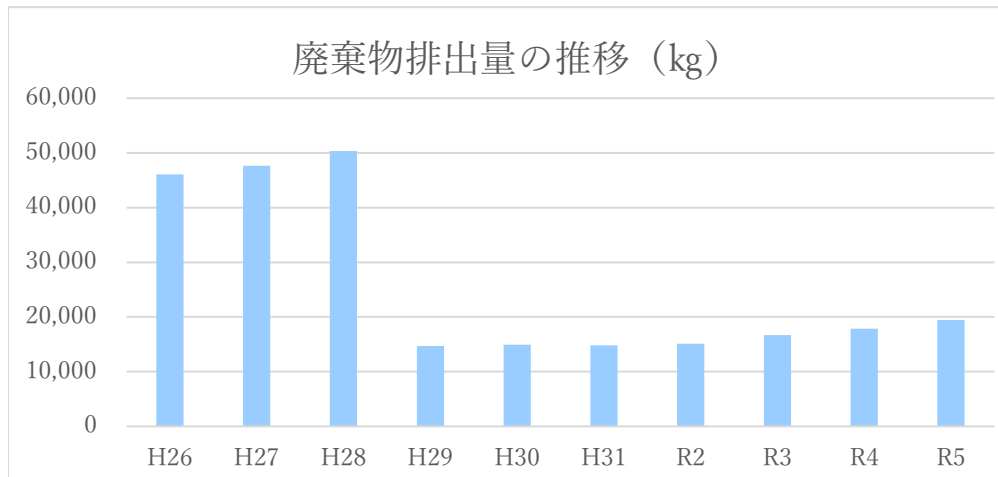
(5) 水道使用量の推移



(6) 紙使用量の推移



(7) 廃棄物排出量の推移



4 SDGs (持続可能な開発目標) 17の目標



墨田区地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

第5次計画（令和2年度～令和7年度）

令和6年12月

墨田区資源環境部環境保全課

〒130 - 8640 墨田区吾妻橋1 - 23 - 20

TEL 03 (5608) 6207

FAX 03 (5608) 1452

URL <http://www.city.sumida.lg.jp>